

大和市告示第61号

大和市重粒子線治療費助成要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市重粒子線治療費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高額の医療費がかかる重粒子線治療に要する経費に対し、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 重粒子線治療 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に定める重粒子線治療をいう。
- (2) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約又は共済契約をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、重粒子線治療の開始日以後引き続き第6条の規定による申請をする日まで、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 神奈川県立がんセンターにおいて重粒子線治療を現に受けている者又は過去に受けた者
- (2) 重粒子線治療の開始日において、引き続き1年以上住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 神奈川県重粒子線治療助成事業交付要綱（平成28年2月1日施行。以下「県要綱」という。）に基づく助成金（以下「県助成金」という。）の交付決定を受けた者
- (4) 本市の市税等に滞納がない者（滞納があっても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者を含む。）
- (5) 前年（1月1日から5月31日までの間に第6条に規定する申請をした者にあつては、前々年）の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「課税総所得」という。）が6,000,000円以下の世帯に属する者

(助成対象費用)

第4条 助成の対象費用（以下「助成対象費用」という。）は、重粒子線治療に係る技術料（消費税及び地方消費税を除く。以下「技術料」という。）から県助成金及び先進医療特約保険等の給付金その他の助成対象費用に係る給付金（以下「保険等給付金」という。）の額を差し引いた額とする。

(助成額)

第5条 助成の額は、助成対象費用の額とし、350,000円を上限とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象費用を支払った日の翌日から起算して1年以内に、大和市重粒子線治療費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 重粒子線治療の開始日並びに技術料の額及び支払日が確認できる書類
- (2) 照会同意書
- (3) 県助成金の交付決定通知の写し
- (4) 保険等給付金の額が分かる書類（保険等給付金の支給がある場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは、大和市重粒子線治療費助成金交付決定通知書により、交付しないときは、大和市重粒子線治療費助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、速やかに大和市重粒子線治療費助成金交付請求書により市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときには、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとした者があるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市重粒子線治療費助成金交付申請書	第6条
第2号様式	照会同意書	第6条
第3号様式	大和市重粒子線治療費助成金交付決定通知書	第7条
第4号様式	大和市重粒子線治療費助成金不交付決定通知書	第7条
第5号様式	大和市重粒子線治療費助成金交付請求書	第8条